（令附則第三十五条の三第一号の主務省令で定める者）

第四十四条　令附則第三十五条の三第一号の主務省令で定める者は、第百七十九条第一項第五号、第百七十九条の二第一項第四号、第百七十九条の三第一項第四号又は第百七十九条の四第一項第四号に掲げる者とする。

（令附則第三十五条の四第一項の申出）

第四十五条　令附則第三十五条の四第一項の申出は、同項に規定する申出基準日を記載した申出書を特定組合（同項に規定する特定組合をいう。附則第四十七条及び第四十八条において同じ。）に提出することによつて行うものとする。

［新設］

（令附則第三十五条の四第五項の申出）

第四十六条　令附則第三十五条の四第五項の申出は、当該特定地方独立行政法人が当該申出を行う時点において地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十六号）附則第三条第四項の申出をすることができる場合は、当該申出と同時に行わなければならない。

［新設］

（一定期間経過後の負担金調整額の変更が生じうる申出等に関する届出）

第四十七条　令附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けている又は受けていた特定地方独立行政法人は、これらの規定の適用を受けている又は受けていた期間における第百六十四条の三及び第百六十四条の六の申出並びに第九十三条の届出その他負担金調整額（令附則第三十五条の四第一項に規定する負担金調整額をいう。以下この条において同じ。）の変更が生じうる申出又は届出（以下この条において「申出等」という。）について、申出等を要する事由が発生した日から一定期間を経過した後に申出等を行うことで、既に徴収を行うことを要しなかつたものとみなされた負担金調整額に変更が生じる場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を特定組合に提出しなければならない。

［新設］

一　申出等の種別

二　申出等に係る組合員の氏名及び組合員等記号・番号

三　申出等を要する事由が発生した日

（組合員資格の同月得喪に係る届出）

第四十八条　令附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けている又は受けていた特定地方独立行政法人は、同項の規定の適用を受けている又は受けていた期間において、当該特定地方独立行政法人に使用される短時間組合員（令附則第三十五条の三に規定する短時間組合員をいう。）が、組合員の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、当該組合員の氏名及び組合員等記号・番号を記載した届出書を特定組合に提出しなければならない。

［新設］

第四十九条　附則第四十条及び第四十一条並びに附則第四十四条から前条までの規定は、令附則第五条及び第三十五条の六において令附則第四条並びに第三十五条の四、第三十五条の五及び附則別表の規定を準用する場合について準用する。

［新設］